

# 第3回医療的ケア児支援地域協議会

- (1) 学齢期の課題 ～学齢期の育ちをどう支えるか～  
学齢期（学校教育時期）の課題
  - ・ 都立光明学園統括校長 田村委員からの御報告
  - ・ 委員議論
- (2) 学齢期の課題 ～学齢期の育ちをどう支えるか～  
放課後等デイサービスの立場から現状や課題
  - ・ NPO法人かすみ草 管理者 早野委員からの御報告
  - ・ 委員議論
- (3) 医療的ケア児支援センターについて

# 学齡期（学校教育時期）の課題

＝福祉・医療との連携を軸に＝

東京都立光明学園 田村康二郎

# 保護者が受ける戸惑いと対応 – 光明学園を例に –

## ① 学校と保育所や療育機関との違い

例：8：50始業、45分授業×3、医師不在、大規模  
⇒ 情報共有策 医ケアの全校保護者説明会  
医ケア全校通信

## ② 就学前と異なる、医ケア開始・実施システム

⇒ 付添短縮化モデル事業の開始

## ③ 通学手段の確保

⇒ 都教委が積極的に充実策展開（複数手段）

# 学校でできる医療的ケアの条件に関する共通理解の醸成

- 1 家庭で安定した生活行為として行っている手技（ケアの内容）であること。
- 2 対象児童・生徒が、新たな場で心身両面で安定していること。
- 3 その場で医療的な判断を必要としないこと。
- 4 対象児童・生徒の予見を含めた健康観察を担任ができること。

# 学校外での学習時の医療的ケアの対応

\* 校外では通常の授業とは条件が異なるため、医療的ケアは看護師による実施を原則としながらも、実施体制上、学校外への看護師の帯同が困難な場合、保護者に同行を依頼する場合も。



消防署見学



校外学習

# 医療的ケア児の通学手段について

(肢体不自由特別支援学校の場合の一例)



通学手段	所要時間	乗人数	乗車対象
スクールバス (学校が運行管理)	60分以内	6~10人程度	医療的ケアの無い方、又は乗車中に医療的ケアの生じない方 (バス運行会社添乗員は全体見守役)
医療的ケア児のための専用通学車両 (学校が運行管理)	30分程度以内	1~2人程度	看護師が添乗し都教育委員会が定めた範囲の医ケア実施 (看護師確保までは保護者同乗)

※上記手段の利用には、主治医の指示書を踏まえた指導医検討と都教育委員会による運行ガイドラインに基づく学校の乗車判断が前提です。乗車困難な場合は、保護者によるマイカー送迎又は民間への送迎委託となります。(通学困難な場合は在宅訪問教育を受けることができます。)

＜今後の方向性＞都教育委員会の計画素案では、今後、肢体不自由以外の種別の特別支援学校においても医療的ケア児専用通学車両運行の方向が示されました。

# 学校運営上の課題 - 光明学園を例に -

## ① 看護師の継続的な確保

⇒ 都教委の充実策 + 学校の継続的な努力

## ② 医療的ケア（特定行為）実施者の継続的な育成

⇒ 教科免許制、定期異動、複数体制確保

## ③ 総合調整役の役割増大

⇒ 主治医・指導医・校医との継続的な連携

⇒ 4区の就学前機関、デイケア、卒後機関との連携

⇒ 校内調整 + 他校支援（特支校、高校、小中学校へ拡大中）

## 学齡期の課題 ～学齡期の育ちをどう支えるか～

### ～医療的ケア児の地域での受け皿を増やすためには～ 放課後等デイサービス

対象	視点
<p>受入先施設</p> 	<p>◎実施体制の確保と運営</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①安全管理の体制</li><li>②医療職以外の関わり</li><li>③職場としての環境整備</li><li>④特に動けるお子さんへの対応</li></ul> <p>◎連携</p> <p>学校、児童発達支援、訪問看護</p>
<p>医療的ケア児本人</p> 	<p>◎育ちの場としての支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①それぞれの児の成長を促すアプローチ</li><li>②インクルーシブの視点 (地域との交流や地域への移行)</li></ul>
<p>保護者</p>	<p>◎保護者支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①医療的ケア児の育児に関する不安への対応</li><li>②就労希望への対応</li></ul>



## ◎事業所の状況

### <看護師の体制>

- ・ 医療的ケア児の受入については、安全確保が最も重要。看護師を手厚く配置。受入児童5人に対して、看護師4人体制で、医療的ケアを行っている。
- ・ 看護師は、年配の者もいれば子育て中の者もあり、バックグラウンドも様々。小児の経験がなく入職している者もいるが、先輩看護師が一定期間指導し育成する。
- ・ 看護師を手厚く配置しているため、他職種は医療的ケアは行っていない。

### <保護者・主治医との連携>

- ・ 受入の際には緊急対応等、保護者と確認。
- ・ 主治医とは指示書の内容や分からないことがあれば保護者を通じて聞いてもらうようにしている。

### <学校との連携>

- ・ 必要時、夏休み中に学校でケース会議を行っている。

### <他職種との連携（ヘルパー、訪問看護師等）>

- ・ 口頭での引継ぎがメイン。困っていることなどは相談支援専門員に話し、調整してもらう。

### <動ける児童の受入について>

- ・ 動ける児童については、他の児童とスペースを分けながら過ごしてもらっている。（特別に仕切り等設置しているわけではない。）

### ◎課題と考えていること

#### <学校との連携>

- ・学校との連携の方法。夏休み中にケース会議は開かせてもらっているものの、日頃から連携をさらに深められる方法はないか。（特に学校看護師との連携方法）

#### <児童発達支援事業所や保育所について>

- ・学齢期でも拘縮や尖足、手の握りが強い児童が見られるので、未就学時期で体の発達、機能維持等、獲得していくべきことをそれぞれの受入先でも意識していけると良いのではないかな。

#### <経営について>

- ・キャンセルが非常に多い。
- ・都心だと場所・広さの確保が非常に難しい。

#### <医療的ケア児の受入>

- ・受入先はまだまだ少ない状況。

#### <動ける医療的ケア児の受入>

- ・医療的ケア児の個別性にあった受入先の確保が難しい。
- ・放課後等デイサービスは、知的障害児向けの事業所は多いが、医療的ケアがなくとも肢体不自由児の受入先が少ないなど、児童の状態像によって受入先の充足状況が違うのではないかな。



お子さんの一つ一つの表情、動きをよく観察して反応を汲み取ることを大切にしています。季節の行事や、作品作り、今はコロナ禍で難しいものの、外出や地域との交流も大切にしながら、日々楽しく過ごしています。



### ◎児童の保護者からのお声を紹介します

今まで訪問学級だったが、通学にしようと思ひ、同時に放デイを利用することにした。

全く親と離れて過ごすのは入院か短期入所（もみじの家）のみで、学校では母が付き添っている状態の中で、放デイに預けることに親としても不安はあった。

しかし、母の付き添いは2日間で、後はスタッフに引継ぎし、その後は問題なく利用することができた。

このことで感じたのは、放デイを利用できたことが、通学に対しての良い経験になったということ。学校帰りに放デイに行き、疲れた様子もなく良い表情で帰ってきたのを見て、これなら学校に行ける！と感じた。

学校では、なかなか付き添いを外してもらえず、通学は無理なのかと思うこともあったが、放デイに通った経験は母にとっての自信になった。

## 医療的ケア児支援センターについて

### ●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医ケア児支援法）●

第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 1 医療的ケア児（18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る**相談支援**を必要とする者を含む。以下この条及び附則第2条第2項において同じ。）
- 2 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての**情報の提供及び研修**を行うこと。
- 3 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との**連絡調整**を行うこと。
- 4 前3号に掲げる業務に附帯する業務

### ●令和3年8月31日付 厚生労働省省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発出事務連絡●

～支援法において、法では、都道府県及び支援センターに期待されること～

- 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「**情報の集約点**」になること
- どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの**相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携**して対応すること
- 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、**中核的な役割**を果たすこと

## 医療的ケア児支援センターについて

●令和3年8月31日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発出事務連絡●

○これらの業務については、医療的ケア児等や関係機関等から見た分かりやすさ等の観点からは、支援センターで一括して行われることは望ましいが、一方で、各都道府県における実情に照らし、都道府県と支援センターで役割分担して実施することが現実的な場合も考えられる。

東京都の特色を踏まえた医療的ケア児支援センターとは？

東京都の特色

- 医療的ケア児の推計が約2,000人
- 基礎自治体によって医療的ケア児の人数に差がある
- 高度な医療機関が集積
- 区部と市町村部の環境の違い

相談  
支援

研修  
(人材育成)

連絡  
調整

情報  
提供

## 医療的ケア児支援センターについて

### 【R4年度予算要求内容】

医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成

- ▶ 相談、人材育成、情報提供の役割を担う「医療的ケア児支援センター」を  
区部 1 か所（都立大塚病院）、多摩 1 か所（都立小児総合医療センター）に設置予定
- ▶ 医療的ケア児支援センターの機能と役割
  - 相談 : 保護者等への各種相談窓口や制度の案内等、総合的に対応
  - 人材育成 : 障害福祉サービス事業所職員向けに、医療的ケア児受入のための実践的な研修を実施
  - 情報提供 : ポータルサイトを開設し、医療的ケア児の家族が必要な情報を得られる環境を整備

### 【都医療的ケア児支援センターが対象とする医療的ケア】

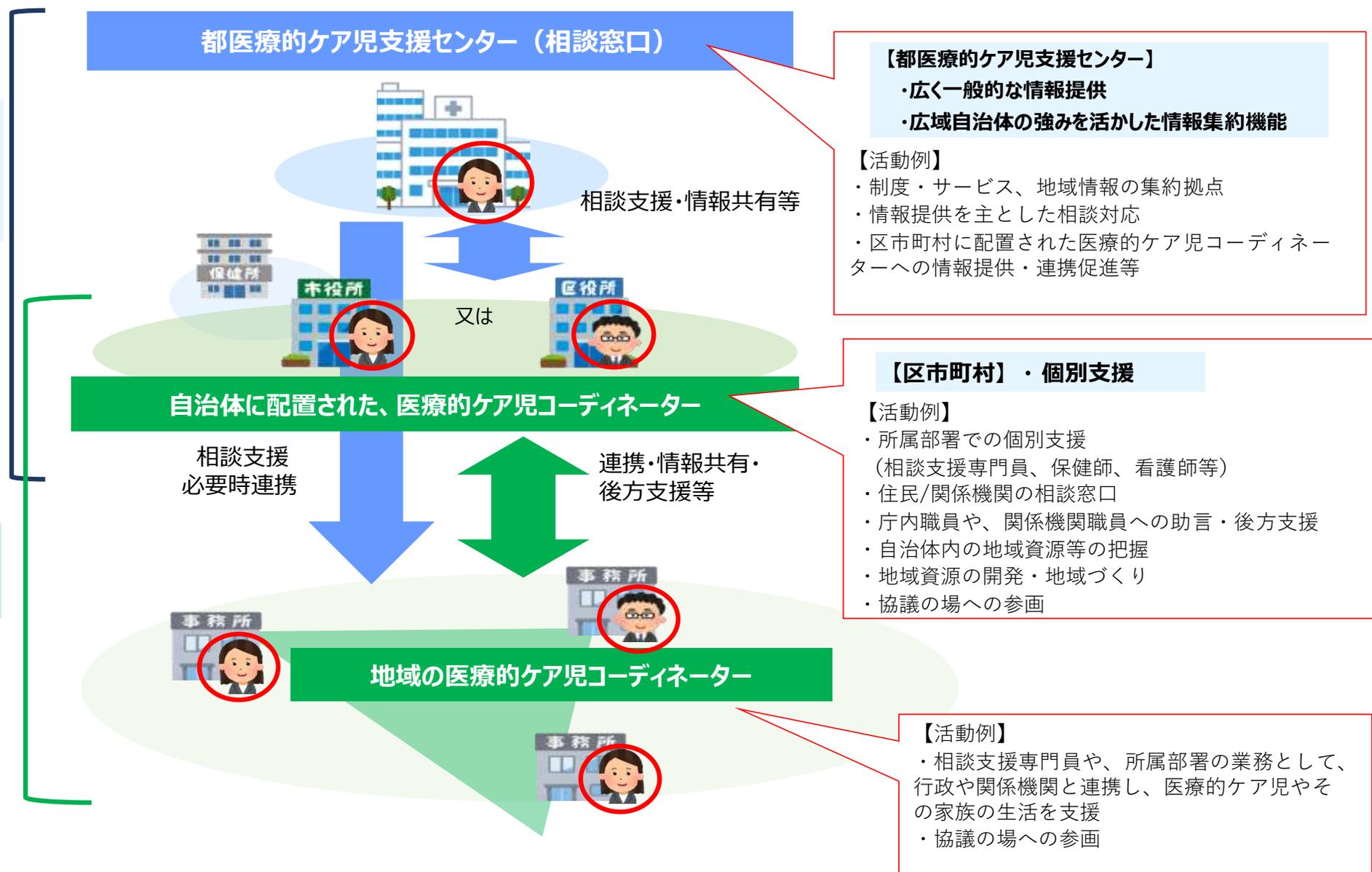
- ▶ 医療的ケア児の新判定スコアにより規定されている医療的ケア

# 医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ

○: 医療的ケア児コーディネーター

都・各区市町村に配置された  
医療的ケア児コーディネーターのネット  
ワーク

各自治体内での医療的ケア児  
コーディネーターのネットワーク



# 医療的ケア児支援センターについて

区市町村、相談支援事業所、保護者のそれぞれの立場での課題と都（支援センター）に期待することを整理した。

※区市町村については令和4年1月18日～20日かけ連絡会を実施（44自治体参加）、保護者については東京都重症心身障害児（者）を守る会と全国医療的ケア児者支援協議会にヒアリングを行った。

## 区市町村の課題

- ・組織を超えた個人情報の共有方法
- ・管内にいる医ケア児の把握・情報の管理、更新
- ・行政配置の医ケアCD※と民間の医ケアCDとの連携方法の確立
- ・行政配置の医ケアCDの役割明確化
- ・医療機関とのスムーズな連携が難しい（経験が少なく慣れない）

※医ケアCD=医療的ケア児コーディネーター

## 相談支援事業所の課題

- ・在宅移行支援や保育所入所等は、障害福祉サービス利用以外の調整となりサービス報酬につながらない。
- ・医療的ケア児の支援は、「基本相談」部分に費やす支援時間が多いと言われており、相談支援専門員1名が担当できる数が限られている。

## 医療的ケア児の保護者が感じる課題

- ・悩みや不安を総合的に整理し、必要な支援を見極める相談先がない。
- ・児童のうちは学校、療育機関先等、相談先が多いが成人になると情報取得は親同士の口コミになっている。
- ・関係機関が多く、入退院時の調整が大きな負担



## 都（支援センター）に期待すること

### 【相談支援】

- ・困難ケースのスーパーバイズ（虐待リスク、外国籍等）
- ・医療的ケア児支援者の支援（支援者の相談先）
- ・18歳以降の相談
- ・近隣県の情報提供



### 【情報提供】

- ・広域的な社会資源の情報提供
- ・医ケア児受入可能な事業所の情報提供

### 【人材育成】

- ・医ケアCDの更なる養成と資質の向上
- ・保護者の相談に総合的に対応できる人材の育成
- ・関係機関との連絡調整をコーディネーターできる人材の育成

### 【その他都に求めること】

- ・短期入所等の社会資源の充実
- ・区市町村の相談支援力の底上げ

## 御案内：令和3年度医療的ケア児支援者育成研修 2月1日～2月28日

令和3年度医療的ケア児支援者育成研修※を実施しています。[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s\\_shien/ikeaji-ikusei.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/ikeaji-ikusei.html)  
 (※医療的ケア児支援者育成研修…医療的ケア児の支援に関わる関係機関職員に対して、支援に関する基本的な理解を目的とした研修)

令和3年度 東京都医療的ケア児支援者育成研修プログラム				
No.	講義	講師	講義時間	
1	医療的ケア児の理解 医療的ケア児等支援の特徴、支援に必要な概念、障害のある子どもの成長と発達の特徴、小児総合医療センターの紹介	東京都立小児総合医療センター 在宅診療科 神経内科・総合診療科兼務 富田直氏	1時間30分	
2	医療的ケア児の理解 疾患の特徴、病態生理、日常生活における支援、救急時の対応、府中療育センターの紹介	東京都立府中療育センター 小出彩香氏	1時間30分	
3	医療的ケア児の支援の留意点	東京都立小児総合医療センター 子ども家族支援部門 心理福祉科 間宮規子氏	1時間	
4	障害福祉サービス・障害児支援の体系	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課 総合支援担当 早水宏樹氏 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 河辺英夫氏	1時間30分	
5	東京都における医療的ケア児への支援	東京都福祉保健局障害者施策推進部 障害児・療育担当課長 鹿内弘実氏	30分	
6	医療的ケア児の地域生活を支える支援 支援のポイントー	1 NICU等からの在宅移行支援ー地域側の	全国重症心身障害児(者)を守る会 在宅療育支援センター 東部訪問看護事業部 井上愛子氏	45分
7	医療的ケア児の地域生活を支える支援	2 訪問看護	株式会社アール・エヌ・シー 訪問看護ステーションRNC こども相談室RNC 楠さくら氏	1時間
8	医療的ケア児の地域生活を支える支援	3 相談支援	全国重症心身障害児(者)を守る会 重症心身障害児療育相談センター 等々力寿純氏	1時間30分
9	医療的ケア児の地域生活を支える支援	4 居宅介護	NPO法人かすみ草 ケアサポートかすみ草 早野節子氏	1時間
10	医療的ケア児の地域生活を支える支援	5 児童発達支援	NPO法人 重症心身障害児支援事業メロディ 麻生千恵美氏	1時間
11	医療的ケア児の地域生活を支える支援	6 保育所	港区 子ども家庭支援部 保育課 障害児保育担当 古西姿子氏	30分
12	医療的ケア児の地域生活を支える支援	7 学童クラブ	目黒区 子育て支援部 子育て支援課 児童館係 竹下勝己氏	30分
13	医療的ケア児の地域生活を支える支援	8 特別支援学校	都立光明学園 統括校長 田村康二郎氏	30分